

日野町結婚応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の定住化の促進を図り、活力あるまちづくりを推進するため、結婚を希望し結婚に向けて積極的に行動しようとする独身者の活動に対して支援するため、予算の範囲内で日野町結婚応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「しが結」とは、滋賀県が開設する、しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」をいう。

(補助対象経費および補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、しが結の登録料とする。

2 補助金の額は、5千円を上限とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を申請する日の属する年度にしが結に登録した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付を受けていないこと。

(2) 交付申請時において当町の住民基本台帳に登録されていること。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、日野町結婚応援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) しが結に登録したことが確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、日野町結婚応援補助金交付決定および確定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第7条 補助金の交付手続については、規則第6条の決定通知書および規則第13条の額の確定通知書を併合し、規則第12条の実績報告は省略するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。